

## 令和2年度の水道水質検査結果について

水道水は、清浄な水質が常に保たれ、安心して利用できるものでなければなりません。そのため水道の水質には、水道法により水質基準が定められており、水道事業者には、定期的に水質検査をすることが義務付けられています。

### 1. 水質検査方法

水質検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)」等の法令で定められた方法により、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び農薬類について水源の種類に合わせた検査を実施しました。

### 2. 水源の種類

水源の種類は5つの系統に分類され、法令に基づく検査地点である給水栓7箇所(以下、基準点という。)、配水地域が広い系統において均一な水質が行き渡っていることを確認するための給水栓4箇所(以下、補助点という。)、原水の取水井7箇所で水質検査を行いました。

系 統	区 分	採 水 地 点
小森浄水場系	原水	小森取水井
	浄水	基準点 入谷四区
戸倉浄水場系	原水	戸倉取水井
		新戸倉取水井
	浄水	基準点 神割崎
		天王山
		皿貝
		補助点 入谷一区
荒町		
米広浄水場系	原水	米広取水口
	浄水	基準点 大上坊
伊里前浄水場系	原水	伊里前取水井
	浄水	基準点 泊浜
		補助点 名足
上沢浄水場系	原水	上沢取水井
	浄水	基準点 弘川
		補助点 中在
中在浄水場系(建設中)	原水	中在取水井

### 3. 検査結果

令和2年度の検査結果は良好であり、基準点7箇所及び補助点4箇所の全ての給水栓調査地点において、水質は基準値に適合していました。水質基準項目について、系統ごとに検査結果の最大値と比較しました。なお、原水については、水質基準が定められておりませんが、参考として浄水の水質基準値（以下、原水については、参考基準値という。）と比較しました。

水質管理目標設定項目及び農薬類については、特に問題のある項目はみられませんでした。

#### ○ 小森浄水場系

小森浄水場系では、原水において一般細菌が参考基準値を超過した調査月もありますが、浄水については基準値の1/5以下であり、適切に処理され、安全性が確保されています。一方、原水及び浄水ともに、カルシウム、マグネシウム等及び全蒸発残留物で全般的に高い値となっており、参考基準値と基準値ともに1/5を超過した調査月もありました。

また、浄水では、消毒副生成物であるクロロホルムが検出された調査月もあり、総トリハロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムにおいては全ての調査月で検出されています。

#### ○ 戸倉浄水場系

戸倉浄水場系では、戸倉取水井で色度及び濁度が参考基準値の1/5を超過し、新戸倉取水井で大腸菌が陽性であった調査月もありますが、浄水については全ての地点で基準値の1/5以下及び陰性であり、適切に処理され、安全性が確保されています。

また、浄水の基準点では、神割崎で消毒副生成物であるブロモジクロロメタン及びブロモホルムが検出された調査月もあり、総トリハロメタン及びジブロモクロロメタンにおいては全ての調査月で検出されています。天王山では、総トリハロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモジクロロメタンが検出された調査月もあり、皿貝では、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムが検出された調査月もありました。

神割崎においては、鉛及びその化合物が基準値の1/5を超過しており、原水の戸倉取水井では検出されていないことから、浄水場出口以降の配管で溶出している恐れがあります。今後、継続的に注視していき、基準値の1/2の値に近づいた際は、検査回数を増やすなどの対応を行います。

なお、新戸倉取水井の上流部にある太陽光発電施設において、敷地内の除草のためにグリホサートを6月に散布したと報告を受けたことから、7月に天王山及び皿貝で項目を追加して農薬検査を実施しましたが、両地点ともにグリホサートは検出されませんでした。

## ○ 米広浄水場系

米広浄水場系では、原水において一般細菌及び色度が参考基準値を、濁度が参考基準値の1/2を超過し、大腸菌が陽性となった調査月もありますが、浄水については基準値の1/5以下及び陰性であり、適切に処理され、安全性が確保されています。

一方、原水及び浄水ともに、有機物（TOC）で参考基準値と基準値ともに調査月の多くで1/5を超過しています。

また、浄水では、消毒副生成物である総トリハロメタン、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン及びブロモジクロロメタンが全ての調査月で検出されており、塩素酸及びトリクロロ酢酸においても調査月の多くで検出されています。総トリハロメタン、クロロホルム、ブロモジクロロメタン及び塩素酸においては、最大値が基準値の1/5を超過しております。なお、原水の有機物（TOC）及び色度も高めであることから、原水中のフミン質による影響がうかがえます。

## ○ 伊里前浄水場系

伊里前浄水場系では、原水において大腸菌が陽性となった調査月がありましたが、浄水では陰性であり、適切に処理され、安全性が確保されています。

一方、原水及び浄水の基準点ともに、カルシウム、マグネシウム等及び全蒸発残留物で全般的に高い値となっており、全蒸発残留物においては最大値が参考基準値と基準値ともに1/5を超過しています。

また、浄水の基準点では、消毒副生成物であるブロモジクロロメタン及びブロモホルムが調査月の多くで検出されており、総トリハロメタン及びジブロモクロロメタンにおいては全ての調査月で検出されています。

## ○ 上沢浄水場系

上沢浄水場系では、原水において一般細菌、色度及び濁度が参考基準値の1/2を超過し、大腸菌も陽性であった調査月がありますが、浄水については全ての地点で基準値の1/5以下及び陰性であり、適切に処理され、安全性が確保されています。

一方、原水と浄水の基準点ともに、有機物（TOC）の最大値が参考基準値と基準値ともに1/5を超過した調査月もみられましたが、全般的に低い値で推移しております。

また、浄水の基準点では、消毒副生成物である総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン及びブロモジクロロメタンが全ての調査月で検出されており、塩素酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸が検出された調査月もありました。総トリハロメタンにおいては、最大値が基準値の1/5を超過しており、ブロモジクロロメタンにおいては、調査月の多くで基準値の1/5を超過しております。なお、原水の有機物（TOC）及び色度も高めであることから、原水中のフミン質による影響がうかがえます。この他に、農薬検査において、除草剤のベンタゾンが基準値の1/500程度検出されました。今後、原水も含めて継続した調査を行います。

## ○ 中在浄水場系

中在浄水場は、現在建設中のため、原水のみ5月と2月の2回、水質検査を実施しております。一般細菌の最大値が参考基準値を超過し、色度においては、2回ともに参考基準値の1/5を超過しております。今後、浄水場の稼働に向けて水質の変動を注視していきます。

## 令和2年度 水道の放射能検査結果について

福島第一原子力発電所における放射性物質漏えい事故に伴い、水道水の放射能汚染状況を把握し、町民及び加工食品に対して安心・安全な水道の水質を保証するため、放射能検査を実施しました。

### 1. 水質検査方法

水質検査は、「水道水等の放射能測定マニュアル（平成23年10月 厚生労働省健康局水道課）」に基づき、ゲルマニウム半導体検出器を用いるガンマ線スペクトロメトリーによる放射能測定法で実施しました。

### 2. 検査地点

検査地点は、水源の種類によって5つの系統に分類された各浄水場系統の給水栓5箇所で行いました。

系 統	採 水 地 点
小森浄水場系	入谷四区
戸倉浄水場系	荒町
米広浄水場系	大上坊
伊里前浄水場系	泊浜
上沢浄水場系	中在

### 3. 検査結果

令和2年度の検査結果は良好であり、測定の対象であるヨウ素-131 ( $^{131}\text{I}$ )、セシウム-134 ( $^{134}\text{Cs}$ ) 及びセシウム-137 ( $^{137}\text{Cs}$ ) の3つの核種で全て1.0 Bq/kg未滿となっており、水質基準値（3つの核種の合計10Bq/kg以下）に適合していました。